

生駒駅南口エリアまちなか再生業務に係るまちなか再生プロデューサー募集要領

1 募集概要

(1) 募集目的

生駒駅南口エリアでは、公共的空間や民間の遊休地・遊休建物などを活用したまちの魅力創出や、当該エリアを含む周辺地域の価値向上に資する取組みを、公民の連携により推進するため、令和4年度に生駒駅南口エリアプラットフォームが設立され、令和5年5月に「生駒駅南口みらいビジョン」が策定されるなど、官民連携による取組みを進めている。

一方で、駅前商業地でありながら、専用住宅(低層建築物)と商業店舗の混在によるまちの連続性・景観上の統一感の欠如、人の集う空間がない、空き店舗の増加等による商店街の機能低下などの課題があり、都市拠点として質の高い空間形成が十分に図られているとは言えない状況にある。

そこで、令和7年度から一般財団法人 地域総合整備財団の「まちなか再生事業」を活用し、「生駒駅南口エリアまちなか再生業務」を実施する予定であることから、『令和7年度 地域再生マネージャー事業 実施要綱』に規定する外部専門家(まちなか再生プロデューサー)を公募するものである。

(2) 業務目的

生駒駅南口周辺の魅力向上と地域活性化に資する具体的なプロジェクトを実現するためには、事業実施のスキルを持った市民等の顕在化が不可欠である。

そのため、市民等からまちづくりアイデアを募集し、公開プレゼンを通じて実現性が高く、継続性のある優れたアイデアに対し支援することで、生駒駅南口周辺の魅力向上と地域活性化を図るとともに、市民参加型のプロジェクトを通じて、地域の声を反映した実効性のあるまちづくりを実現し、地域の連帯感を強化するため、実施するものである。

(3) 業務名

生駒駅南口エリアまちなか再生業務

(4) 業務内容

「生駒駅南口エリアまちなか再生業務概要」のとおり。なお、本業務の目的に資する場合、業務概要と異なる提案も可とする。

(5) 業務期間

契約締結日(令和7年4月1日以降)～令和8年2月20日

(6) 業務金額(上限)

10,500,000 円(税込)

2 参加資格

参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 過去5年間に契約した「地域の魅力向上・活性化に向けた公共空間や遊休不動産の活用支

援業務(以下「類似業務」という。))の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であつても受託実績に含むものとする。

- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年10月25日(金)正午まで(必着)

- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。

※ これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

- (3) 回答日 令和6年10月28日(月)

- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

4 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数(1部)

- ① まちなか再生プロデューサーの経歴及び実績等調書(様式2)
- ② 実施体制調書(様式3)

③ 企画提案書(任意様式)

<留意事項>

・表紙・目次を除き、A4判5ページ以内とし、概ね以下の内容を記載すること。

1. まちなか再生プロデューサーのプロフィール

記載事項: 専門分野や強み、類似業務での役割・関わり方(具体的なエピソードを記載)、本業務への関わり方等

2. 企画提案

記載事項: 「生駒駅南口エリアまちなか再生業務概要」に基づく提案。なお、本業務の目的に資する場合、業務概要と異なる提案も可とする。

・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。

・モノクロ、カラーは問わない。

・持参、郵送で提出する場合、片面刷りとすること。

④ 参考見積書(任意様式で内訳の分かるもの)

(2) 提出期限等

①提出期限 令和6年11月5日(火)16時まで(必着)

②提出場所 生駒市役所都市整備部 都市づくり推進課拠点形成室

③提出方法 持参、郵送又は電子メールによること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

5 審査方法

(1) 書類審査

提出された実施体制調書及び企画提案書を、審査基準に基づいて審査し、最も優れている提案者を特定する。

実施日: 令和6年11月8日(金)予定

(2) 審査結果の通知

審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

6 審査基準及び配点

(1) 業務実績・実施体制 5点/50点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
業務実績	類似業務の実績(件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。

(2) 参考見積書 10点/50点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案の内容

35点／50点

項目		内容
1	まちなか再生プロデューサー	・本業務に主体的に関わり、強みを発揮できるか。
2	提案内容	・課題認識が妥当で、業務目的を達成できる提案となっているか。 ・また、提案内容が実現可能なものとなっているか。
3	業務内容の理解度・提案内容の着眼点	・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。

7 日程

公募	令和6年 10月 21日(月)	
質問受付締切	令和6年 10月 25日(金)	正午まで
質問回答	令和6年 10月 28日(月)	生駒市ホームページに掲載
企画提案書等受付締切	令和6年 11月 5日(火)	16時まで
審査	令和6年 11月 8日(金)	(予定)
結果通知	令和6年 11月 11日(月)	(予定)
契約締結	令和7年 4月 上旬	(予定)
業務開始	令和7年 4月 上旬	(予定)

8 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、「1 募集概要(6)業務金額(上限)」を超過したもの

9 契約等

提案者特定後、まちなか再生事業の交付申請に係る協議を行う。また、まちなか再生事業に採択された場合、令和7年4月1日以降速やかに契約手続きを行うものとするが、交付決定額が申請額を下回る場合は、協議の上、業務内容を変更するものとする。

なお、採択されなかった場合、生駒駅南口まちなか再生業務は実施しないものとする。

[まちなか再生事業申請スケジュール]

事前相談期限	～令和6年	11月 20日(水)
申請受付期限	～令和6年	12月 6日(金)
交付決定	令和7年	2月上旬

10 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。また、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制調書」に記載したまちなか再生プロデューサーは、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、提案者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

11 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市都市整備部都市づくり推進課拠点形成室 担当:日和

所在:生駒市東新町8-38

電話:0743-74-1111(内線)3810

電子メール:kyoten@city.ikoma.lg.jp